意見書案第１号

女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

上記の意見書案を次のとおり提出します。

令和２年３月19日

提出者　つくば市議会議員　皆　川　幸　枝

賛成者　つくば市議会議員　浜　中　勝　美

大久保　勝　弘

滝　口　隆　一

女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

あらゆる分野における女性差別撤廃をうたった「女性差別撤廃条約」（1979年の国連総会で採択、日本の批准は1985年）の実効性を高めるため、同条約の選択議定書が1999年の国連総会で採択されました。2020年1月現在、締約国189ヵ国中113ヵ国が批准していますが、日本はまだ批准していません。政府が女性活躍を推進している一方で、各国における男女格差をはかる「ジェンダー・ギャップ指数2019」によると、日本は153ヵ国のうち121位と未だ低い状況です。

選択議定書が批准されれば、条約締約国の個人又は集団が、条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申し立てをすることができ、委員会が内容を審議し通報者と当事国に「見解」、「勧告」を通知する制度を定めています。委員会の意見や勧告には法的拘束力はありませんが、国際的基準にたった判断は、日本の女性差別の解消に大きな力となります。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策を全ての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」しています。国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内で進めることが、締約国である日本政府の役割りであることは明らかです。2016年に日本の条約実施状況を審議した女性差別撤廃委員会をはじめ、2017年に日本の人権状況の普遍的定期審査を行った国連人権理事会も、同条約選択議定書の批准を再度日本政府に勧告しています。

2020年までの政府の第４次男女共同参画基本計画は、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」「女子差別撤廃条約の選択議定書の早期締結について真剣に検討を進める」としています。

よって、つくば市議会は政府及び国会に対し、女子差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和２年３月19日

つくば市議会

（提出先）

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

外務大臣